

鳴門市における職員等からの内部通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、職員等が知り得た市政運営上の違法又は不当な行為に関して行われる内部通報を適切に処理するためにとるべき必要な措置を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の職員

イ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員及びその業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

(2) 内部通報 職員等が知り得た市政運営上の違法又は不当な行為に関して行われる不正の是正又は防止のための通報をいう。

(3) 通報者 内部通報を行う者をいう。

(4) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、訓令及び規程等をいう。

(内部通報)

第3条 職員等は、市の事務事業、市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業又は指定管理者における当該公の施設の管理に関する事実（通報者が受けた処分その他の措置に係るものその他通報者又は特定のものの私的利益に係るものを除く。）で、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、第5条に規定する内部通報受付相談窓口に対し、内部通報をすること

ができる。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある事実
- (2) 市民等の生命、健康及び財産に重大な損害を与えるおそれの事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市政運営上において不当と思料される事実

2 前項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事案については、内部通報することができない。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。この場合において、誹謗中傷、自己又は他人の不当な利益を得る目的、他人に損害を加える目的、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

2 通報者は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び書面の提出により、原則として実名により通報しなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる事実（以下「法令違反等の事実」という。）があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

(内部通報受付相談窓口の設置)

第5条 内部通報の受付及び内部通報に関する相談に応じるため、企画総務部総務課（以下「総務課」という。）に、内部通報受付相談窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口に通報窓口担当職員（以下「通報窓口担当」という。）を置く。
- 3 通報窓口担当は、総務課に属する職員のうちから、総務課長が指名する。
- 4 通報窓口担当は、当該職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。通報窓口担当でなくなった後も、同様とする。

(内部通報制度委員会の設置)

第6条 内部通報者からの通報を処理するため、内部通報制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は副市長（一般業務担当）を、副委員長は政策監をもって充てる。
- 4 委員は、企画総務部長、総務課長及び人事課長をもって充てる。

- 5 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合において、副委員長にも事故があるとき又は副委員長も欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 8 委員会の構成員に係る内部通報に係る委員会の会議（以下「会議」という。）については、当該構成員は参加することができない。
- 9 前項の規定により、会議に参加できる委員の数が3人未満となる場合は、会議に参加できる委員の数が3人以上となるよう、市長が適当と認める職員のうちから委員を指名するものとする。
- 10 前項の規定により市長が適当と認める職員のうちから委員を指名する場合であつて、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合において副委員長にも事故があるとき又は副委員長も欠けたときは、第7項の規定にかかわらず、市長が適当と認める委員が委員長の職務を代理することができる。

（委員会の職務）

第7条 委員会は、内部通報の受理又は不受理の判断、調査及び報告に関する職務を所掌する。

- 2 委員会の委員長、副委員長及び委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員長、副委員長及び委員でなくなった後も、同様とする。

（事務局の設置）

第8条 委員会の職務に係る事務を補助するため、総務課に内部通報制度委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局に事務局員を置く。
- 3 事務局員は、総務課に属する職員のうちから、総務課長が指名する。
- 4 事務局員は、委員会の事務を補助したことに关して知り得た秘密を漏らしてはならない。事務局員でなくなった後も、同様とする。

（内部通報の受付等）

第9条 通報窓口担当は、内部通報があつたときは、その内容を聴取し、趣旨の確認

に努めなければならない。

- 2 通報窓口担当は、内部通報を受け付けたときは、当該内部通報の内容を通報内容整理票（様式第1号）に記録し、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定による内部通報の内容の審査をした結果、当該内部通報が第4条第1項後段に掲げる不正な目的又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しないことができる。
- 5 委員会は、内部通報を受けたときは、速やかにその概要及び当該通報に係る受理又は不受理の判断を、内部通報報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得たときは、報告することができる。
- 6 委員会は、内部通報を受理すると決定したときは受理した旨を、不受理とすると決定したときは不受理とした旨及びその理由を、遅滞なく通報者に報告しなければならない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により、実名によらない内部通報による場合及び特に報告を希望しない通報者（以下「匿名通報者等」という。）に対しては、この限りでない。

（調査の実施）

- 第10条** 委員会は、内部通報を受理することを決定した場合において、調査の必要があると認めるときは、事務局に命じ、遅滞なく事実確認等のための調査を開始しなければならない。この場合において、委員会が特に必要と認めるときは、事実確認等のための調査を担当する所属（以下「担当所属」という。）を決定し、当該担当所属に属する職員のうちから調査員を指名し、必要な調査を行わせることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により調査を行う場合はその旨及び調査に着手する時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に遅滞なく通知しなくてはならない。ただし、匿名通報者等に係る内部通報にあつては、この限りでない。
 - 3 職員等は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

- 4 調査は、内部通報者の秘密を守るため、内部通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 5 事務局及び調査員は、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、委員会に対し、適宜報告するものとする。
- 6 事務局及び調査員は、調査が終了したときは、調査結果を調査報告書（様式第3号）により、委員会に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査報告書に添付するものとする。
- 7 事務局員及び調査員は、調査に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。事務局員及び調査員でなくなった後も、同様とする。

（調査結果の報告等）

第11条 委員会は、前条の規定による調査の結果、法令違反等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反等の事実が認められなかったとき、又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときはその旨を調査結果報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査結果報告書に添付するものとする。

- 2 前項の報告にあたっては、通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得たときは、報告することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、法令違反等の事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により是正措置等を講じた場合は、遅滞なく委員会にその内容を通知するものとする。
- 5 委員会は、調査の結果を当該通報者に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により、是正措置等に係る通知を受けたときは、その内容も併せて報告するものとする。ただし、匿名通報者等に係る内部通報にあつては、この限りでない。

（内部通報者の保護）

第 1 2 条 通報者は、正当な内部通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

2 通報者は、正当な内部通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、市長に対してその旨の通報を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための適切な措置を講じなければならない。

(公表)

第 1 3 条 市長は、内部通報の件数及びその概要を、毎年度公表するものとする。

(市長部局以外のこの要綱の適用)

第 1 4 条 内部通報の内容が、市長以外の機関に関するものであるときは、委員会は、当該機関に通知を行うこととし、当該通知を受けた機関は、市長に準じて必要な措置をとらなければならない。

(内部通報関連文書等の保管、保存及び公開)

第 1 5 条 内部通報に係る記録及び関係資料は、鳴門市文書管理規則（平成 1 9 年鳴門市規則第 1 5 号）により保管及び保存するとともに、鳴門市情報公開条例（平成 1 3 年鳴門市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する公文書として取り扱うものとし、当該公文書の開示又は不開示は、条例第 7 条の規定によるものとする。ただし、内部通報者の氏名等、内部通報者が特定できる情報については、非開示とする。

(市民等からの通報)

第 1 6 条 法令違反等の事実について、市民等から通報があった場合は、職員等からの内部通報の処理に準じて、適切に処理しなければならない。

(補足)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、内部通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 2 日決裁）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年6月30日決裁）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日決裁）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日決裁）

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則（平成25年11月8日決裁）

この要綱は、平成25年11月8日から施行する。

附 則（平成27年6月16日決裁）

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

通 報 内 容 整 理 票（通報窓口→委員会）

通報受付番号		通報窓口担当者名	
通 報 日 時	年 月 日 () 時 分		
通報の方法	郵便 ・ FAX ・ 電子メール ・ 書面提出		
通 報 者 名	・ 匿名		
通報者の区分	1 第2条第1号アに該当（所属： ） 2 第2条第1号イに該当（事業者名： ） 3 第2条第1号ウに該当（指定管理者名： ） 4 市民等		
通報内容			
1. 通報対象者・所属等			
2. 法令違反等の事実の内容（いつ）（どこで）（どのような）			
3. 法令違反等の事実の確認の方法			
4. 証拠資料等の有無、提出の是非 有（ ）・無 / 提出 できる・できない			
5. 他に通報内容を知っている人の有無 有（ ） ・ 無			
6. その他特記事項			
通報者が希望する対応			
1. 受理又は不受理及び結果の報告等 希望する ・ 希望しない			
2. 通報者への連絡方法、連絡先			
3. 実名による報告 希望しない ・ 希望する			

様式第2号（第9条関係）

内部通報報告書（委員会→市長）

年 月 日

通報受付番号		通報受付日	年 月 日
通報の方法	郵便 ・ F A X ・ 電子メール ・ 書面提出		
通 報 者	匿名・実名（ ）※本人が同意した場合のみ記入 結果等の報告 希望する ・ 希望しない		
通報の概要			
委員会の判断	受理する ・ 不受理とする (その理由)		
特記事項			

様式第3号（第10条関係）

調査報告書（事務局・調査員→委員会）

年 月 日

通報受付番号		通報受付日	年 月 日
調査期間			
通報の概要			
調査の方法			
調査の結果			
特記事項			

様式第4号（第11条関係）

調査結果報告書（委員会→市長）

年 月 日

通報受付番号		通報受付日	年 月 日
調査期間			
通報者	匿名・実名（ ）※本人が同意した場合のみ記入 結果等の報告 希望する ・ 希望しない		
通報の概要			
調査の方法			
調査の結果			
特記事項			